

有価証券報告書の 定時株主総会前提出への道

学習院大学 教授 神田秀樹

はじめに

2022年6月13日に、金融審議会の「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」（以下「WG報告」と略す）が公表された（金融庁のウェブサイトに掲載されている）。この報告は、同ワーキング・グループ（以下「WG」と略す）における2021年9月から9回にわたる審議・検討の結果をとりまとめたものであり、その内容は、①サステナビリティに関する企業の取り組みの開示、②コーポレートガバナンスに関する開示、③四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング、④その他の開示に係る個別課題という幅広い項目に及んでいる。今回のWG報告は、前回2018年6月の報告とそれに基づく2019年1月の内閣府令の改正以来のものである。今回の報告に基づいて、今後、内閣府令の改正と法改正が行われることが予想されるが、法改正事項については、2022年秋以降さらにWGにおいて必要な検討がされるものと予想される。なお、筆者はこのWGの座長を務めているが、本稿は筆者個人の意見を述べるものであってWGの意見を述べるものではない。本稿については筆者のみが責任を負う。

今回のWG報告の概要

今回のWG報告は上記の4つの項目から構成されているが、WG報告とともに公表されたWG報告の「概要」（これも金融庁のウェブサイトに掲載されている）では、「非財務情報の充実」（内閣府令改正事項）と「開示の効率性」（法改正事項）を今回のWG報告の2つの柱とし、前者については、有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄を新設し、①「ガバナンス」と「リスク管理」についてはすべての企業が開示をし、「戦略」と「指標

と目標」については各企業が重要性を判断して開示する、②人的資本については、「人材育成方針」「社内環境整備方針」を記載項目に追加する、③多様性については、「男女間賃金格差」「女性管理職比率」「男性育児休業取得率」を記載項目に追加するとしている。また、コーポレートガバナンスに関する記載を充実させ、取締役会の機能発揮のため、「取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況」の記載欄を追加するとしている。

後者については、四半期開示の見直しを行うとし、具体的には、金融商品取引法の四半期開示義務（第1四半期・第3四半期）を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信に一本化するとし、一本化の具体化に向けた課題（義務付けのあり方、開示内容、虚偽記載に対するエンフォースメント、監査法人によるレビュー等）は、WGにおいて今後検討を継続するとしている。

有価証券報告書の定時株主総会前提出

今回のWG報告は、サステナビリティ開示と四半期開示制度の見直しに重点があるといえるが、別の課題として、有価証券報告書の定時株主総会前提出という課題がある。この点について、WG報告は、次のように述べている。

我が国の上場企業における有価証券報告書の提出タイミングをみると、株主総会直後に提出されている例が多い。この点について、前回ワーキング・グループ報告（2018年）では、「株主総会前に有価証券報告書の提出を行っている企業においては、株主や投資家からの評価が高まるなどの効果が認識されており、このような認識の浸透等を通じて、有価証券報告書の株主総会前提出が拡大していくことが望ましい」とされた。その後の状況を見ると、(ア) 有価証



券報告書の株主総会前提出の状況については、大きな変化はみられない、(イ) 金融庁、法務省、経済産業省等が連携し、事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化を図るための対応を取りまとめ、記載例を公表、(ウ)「投資家と企業の対話ガイドライン」を改訂し、「有価証券報告書を株主総会開催日の前に提出するなど、株主との建設的な対話の充実に向けた取り組みの検討を行っているか」という点を対話が期待される事項に盛り込む、といった取り組みが進められている。また、中長期的な企業価値を判断する上でサステナビリティ情報の重要性が世界的に高まる中で、グローバルな経営を行う上場企業において、株主総会前にサステナビリティ情報を記載した有価証券報告書が提出されることは特に重要と指摘されている。

開示実務を見ると、多くの上場企業において有価証券報告書の作成作業を株主総会前に概ね終了していると見込まれる。他方、有価証券報告書の提出と株主総会との間に十分な期間を置くためには、諸外国と同様、株主総会の開催を事業年度終了後の4~5ヶ月後とすることが必要と指摘されている。こうした中、有価証券報告書の提出タイミングについては、それぞれの企業が置かれた状況や投資家との対話も踏まえつつ、例えば、まずは、必ずしも十分に早い時期でなくとも株主総会前に有価証券報告書を提出するといった取り組みが期待される。

会社法上は、定時株主総会の基準日を事業年度終了から1ヶ月後または2ヶ月後に設定することで、株主総会を事業年度終了から4ヶ月後以内または5ヶ月以内の開催とすることができ、実際にそうしている企業もある。この点について、多くの日本企業（東証上場会社では2,000社を超える企業）は「決算期を3月、定時株主総会を6月」としているが、基準日を1ヶ月後または2ヶ月後に設定すれば、定時株主総会の開催は7月中または8月中ということになる。筆者は、例外はあるかもしれないが、一般論としては、これは日本人の生活リズムに合わないと感じる。株主総会の事務局のことを考えると、6月で終わってもらわない

と、7月末まで仕事をして終わってすぐに夏休みでは疲れてしまう。

そこで、12月決算への移行ということを提案したい。12月決算に移行すれば、5月の連休くらいまでの間に全部終わることができるので、それから休みも取れるし、何といたっても第1四半期・第3四半期問題等が解消し、諸外国とずれることもなくなる。実際に、国際財務報告基準（IFRS）採用会社で12月決算に移行する会社がみられる。

現状でも、3月決算のまま6月に有価証券報告書を総会前に提出する企業もあるし、現在はそうでなくても将来それが可能という企業もあると聞く。しかし、上場会社は4,000社弱、有価証券報告書提出会社は4,500社程あり、東証上場会社で3月決算会社は2,000社を超えている。このため、これらすべての3月決算企業で6月の総会前有価証券報告書提出というスケジュールで監査人の監査を実施することは無理だと思われる。

現在の決算と監査の制度では、会社法と金融商品取引法の制度が重複しており、制度上は監査を二度しなければならない（実質的には同じ監査法人が一度で行っているが）。また、会社法の計算書類・連結計算書類は、定時株主総会前に作成し、総会にはそれに会計監査人（監査人）の監査報告と監査役会等の監査報告を付けて付議しなければならない。有価証券報告書を総会前に提出できるようになれば、一定の条件と範囲のもとで有価証券報告書の財務諸表等をもって会社法の計算書類等に代えるということが立法論として可能になる。

おわりに

上記で述べた筆者の提案はやや空想めいた面があるかもしれないが、実現を検討する意義は大きいと筆者は考えている。筆者はこれまで「有価証券報告書の復権」を提唱してきた¹。有価証券報告書は詳細すぎて読む人がいないとの声も聞くが、制度上は有価証券報告書こそが上場企業等の情報開示の最重要書類である。このため、有価証券報告書の定時株主総会前提出ということがもっと真剣に検討されてよいのではなかろうか。

1 神田秀樹「有価証券報告書の復権」『企業会計』第73巻第5号、中央経済社、2021年5月、1頁